

奨学金返還に対する遅延損害金の返還免除に関するご質問（１回目）

平成22年 2月25日

東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1
内閣総理大臣 鳩山由紀夫 様

財務大臣 菅 直人 殿

内閣府特命担当大臣（金融担当） 亀井静香 殿

文部科学大臣 川端達夫 殿

独立行政法人日本学生支援機構御中

釧路市浦見3丁目4番14号
弁護士 今 瞭 美
電話 0154 - 42 - 7722
FAX 0154 - 43 - 0470

当職は、釧路で弁護士をしております。

当職は、下記の方から相談を受けました。

相談者 O氏

相談の内容

独立行政法人日本学生支援機構から訴訟を提起された。

釧路地方裁判所平成21年（ワ）第291号 奨学金返還請求事件

前記事件での請求内容 元本 1,558,069円

利息金 286,462円

延滞金

既に発生している延滞金 1,052,940円

金1,558,069円に対する平成21年7月1日から完済に至るまで
年（365日当り）10%の割合による延滞金

日本学生支援機構は、前記事件について、和解の前提条件は、以下のとおり
であると主張しています。

- ・ 大半の事案で、下記内容の訴訟上の和解が行われている。
- ・ 支払額は、毎月3万円以上を目処とし、支払期間が、10年以内に収まること。
- ・ 利息損害金の減免はできません。

日本育英会と〇氏のこれまでの経緯

〇氏は、父親の自営業の関係で、銀行の借入れの保証、クレジット・サラ金からの〇氏名義の借入れをしていたところ、父親の自営業が業績悪化のため、事業の継続が困難となった。そのため、平成14年11月現在、約660万円の債務を負担し、債務整理を、弁護士に依頼した。

平成15年2月、〇氏は、日本育英会に、多額の債務のため、債務整理を弁護士に委任している旨連絡したところ、日本育英会からは、「定期的な請求書を止めることはできないが、送金は結構です」との記載をした書面を送付してきた。

さらに、弁護士宛に、下記内容の書面を送付してきた。

- ・ 債務整理関係書類を受理したこと
- ・ 日本育英会の請求を保留することはできない
- ・ ご事情を鑑み将来延滞金の軽減についてご相談を受ける

尚、〇氏の保証債務等は、さらに、その後、増大し、最終的には、1100万円を超える金額となりました。

ところで、〇氏は、破産をすることなく、債務を支払いたいとの意向で、頑張っ て債務整理をしており、ようやく、日本育英会以外の債務については、支払完了の目処がつかしました。そこで、日本育英会（独立行政法人日本学生支援機構）への返済を始めようとした矢先に、前記奨学金返還請求事件が提起されたのです。

（以上）

日本育英会は、優れた学生及び生徒であって経済的理由により修学に困難にあるものに対して学資を貸与してきました。これは、貧困のため高等教育を受けられない学生に対する修学資金の貸与であり、教育の機会均等を保障するものとして、極めて公共性の高い政策目標を実現するための制度であります。特に、日本の将来を担う学生・生徒に十分な教育を受ける機会を保障することは、単に、学生・生徒個人に対する恩恵ではありません。奨学金の貸与を受けた学生・生徒は、奨学金の貸与を受けるときには、未成年者であります（大学在学中は、成人には達していますが、貸与を受けるものは無収入であります）。未成年者であったときの債務、それが、教育を受けるための奨学金であるにもかかわらず、その返済が、当該学生・生徒の未来が押しつぶすようなことになることは、許されないと考えます。

ところで、このような奨学金の特殊な性格から、奨学金の返還には、通常の借金の返済とは異なる配慮がなされるべきは当然であります。

そのため、日本育英会（独立行政法人日本学生支援機構）は、高等教育を受けるために、学生に貸与した金員の返還については、利息・遅延損害

金等の支払は免除し、貸与した金員をなんとか頑張って支払ってもらうとの方針で、債権管理を行っていたものと考えます。

そもそも、約定返済ができなくなった貸与を受けた者に対して、利息・損害金を付して支払えということは、ますます、約定返済ができなくなった者の返済を困難にさせる以外のなにものでもありません。

今回の訴訟においても、独立行政法人日本学生支援機構は、和解について、訴訟を提起した段階における残元利金（元金・利息・遅延損害金）を確定すれば、その後に発生する遅延損害金の支払については、免除すると言っています。

即ち、約定返済ができなくなった時点で、法的手続きを含めて、きちんとした延滞奨学金の返還についての約定をすれば、独立行政法人日本学生支援機構は、その後の利息・損害金の支払を免除するということです。

にもかかわらず、それらの措置をとらず、10年近くも放置し、法的手続きをとり、その時点までの利息・損害金を「一切減額しない」とすることは、日本育英会（独立行政法人日本学生支援機構）の杜撰な債権管理の責任を、貸与を受けたものに全部押しつける以外のなにものでもありません。

特に、前記O氏の場合は、2名の保証人がついております。一人は、父親であり、破産するほかない人ですから、返済能力はありませんが、もう一人の保証人がおります。

債権保全のためには、保証人にも延滞債権の請求をすることは当然であります。まして、前述のように、延滞金の減額を一切認めないとするような方針をとっているならば、延滞後速やかに、返済方針を決める等の措置をとられるべきであります。

いずれにしても、前記「和解の方針」で、独立行政法人日本学生支援機構が主張している内容は、当然にすみやかにされるべきであった奨学金返還についての手続きを長期間放置した責任を、すべて、奨学金を受けた者に押しつける以外の何者でもありません。

以上のような経緯を前提として、次のようにご質問いたします。

- 1 日本育英会（独立行政法人日本学生支援機構）の役割について、どのようにお考えですか。
- 2 日本育英会（独立行政法人日本学生支援機構）から奨学金の貸与を受け、約定返済が困難となった貸与を受けた者に対する延滞した奨学金の返還について、「一切の利息・損害金を減額しない」との方針は、ますます奨学金の返還を困難にする以外の何者でもないと考えますが、どのようにお考えですか。
- 3 日本育英会（独立行政法人日本学生支援機構）の下記のような債権管理の方針について、どのように考えられるか、できるだけ詳細に回答してく

ださい。

記

約定返済を長期にわたってできない状況にある人に対して、一旦、約定返済ができない状況にあることを認め、延滞金の減額については、相談に応じる旨約束しているにもかかわらず、長期間の日時が経過した後、極めて多額の延滞金が発生していることについて、一切の延滞金の減額には応じない旨主張すること。

尚、このような事例は、極めて多数に及ぶものと考えます。

- 4 奨学金の貸与を受けて学業を修めた人に対する奨学金の返還について、約定返済が困難になり延滞した場合において、原則として、遅延損害金の支払を免除する措置をとられるべきであると考えますが、どのように考えられますか。

尚、下記のような対応は、現実にも、約定返済が困難になった奨学金の貸与を受けたものに対して、遅延損害金の免除をすとの措置をとっているものと考えております。

記

日本学生支援機構は、訴訟提起時点までの残元利金を支払うとの約束ができた場合は、将来の遅延損害金の支払は免除する取扱いであると言っています。即ち、延滞後、すみやかに、実情に応じた返済の約束（この約束は、長期にわたることを考えれば、事情変更の場合は、返済約束も変更されることが前提となります）をすれば、将来の遅延損害金の支払を免除するという取扱いをしているようです。

尚、利息・遅延損害金の減額をしないという訴訟上の和解が多数成立しているということは、現実には、遅延損害金の免除を受けている者との間で、非常に不公平となっていると考えます。

以上の質問に対する回答は、本書が、到達してから、1ヶ月以内に、当職宛に、お願いします。